

社会福祉法人田原市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に  
関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人田原市社会福祉協議会（以下「本会」とい  
う。）役員等の報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において役員等の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、監事
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 成年後見センター運営委員会委員

(報酬の支給)

第3条 本会の役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する。ただし、田  
原市職員及び本会職員の身分を有する役員には支給しないものとする。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、別表のとおりとする。

2 役員等の報酬は、職務に従事した都度支給する。

(報酬の支給制限)

第5条 常務理事の報酬は会長が別に定める。ただし、田原市職員及び本会職員  
の身分を有する者には支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給  
する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、田原市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年田原町条例第17号）を準用す  
る。

(委任)

第7条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月16日から施行する。ただし、評議員選任・解  
任委員会委員の部分については東三河広域連合長の定款変更の認可の日（平成2  
9年2月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

別表（第4条関係）

役 職 名	金 額
評議員	日額 4,000円
会長	月額 80,000円
理事、監事	日額 4,000円
評議員選任・解任委員会委員	日額 4,000円
成年後見センター運営委員会委員	弁護士 日額 25,500円
	司法書士 日額 4,100円
	上記以外 日額 4,000円